

令和7年度先哲史料デジタル化委託業務入札説明書

令和7年度先哲史料デジタル化委託業務にかかる入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和7年8月28日（木）

2 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和7年度先哲史料デジタル化委託業務
- (2) 業務場所 豊の国情報ライブラリー（大分県大分市王子西町14番1号）
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月27日まで
- (4) 業務概要 大分県立先哲史料館収蔵の資料原本について52,081コマの、35mmマイクロフィルム・16mmマイクロフィルム等の各種フィルムについて96,450コマのデジタルデータを作成し、これを格納したハードディスクを作成する。
- (5) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (6) 予定価格 8,155,581円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 契約担当者

大分県立図書館長 石掛 忠男

4 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての項目を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- (3) 大分県内に本店又は支店営業所を有すること。
- (4) 過去において、国や地方公共団体等との間に、古文書を取り扱う業務の契約を締結し、履行完了した実績を有する者であること。
なお、契約書等実績を確認できる書類の写しを少なくとも一件提出すること。
- (5) 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）公認の文書情報管理士1級の有資格者を配置できること。
なお、資格を有する書類：証明書（写し）と有資格者が社員であることの証明書（社員証等の写し）を提出すること。
- (6) 業務に必要な機器を有していること（リースを含む。）。
- (7) この公告の日から開札までの間に、大分県が発注する物品の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止措置を受けていない者であること。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ③暴力団員が役員となっている事業者
- ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑥暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 上記4（4）、（5）の資格を有する書類の提出期限及び提出場所

令和7年9月4日（木）17時00分

なお、提出された書類の審査結果については、承認しない場合にのみ提出者にFAX及び電話により通知する。

提出は、下記7と同じ場所に持参又は郵送により行うこと。

また、提出にあたっては、前記3の契約担当者あて、提出者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記載、押印のうえ、提出する書類の名称を明示し、今般の入札にかかる資格を有する書類を提出する旨記載した文書とともに提出すること。

6 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県教育委員会ホームページ上により令和7年9月8日（月）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

7 契約に関する事務を担当する部局

〒870-0008

大分県大分市王子西町14番1号

大分県立先哲史料館

電 話 097-546-9380

FAX 097-546-9389

8 競争入札及び開札の場所並びに日時等

(1) 場所 大分県立図書館1階第5研修室（大分県大分市王子西町14番1号）

(2) 日時 令和7年9月9日（火）14時00分

(3) 入札会場には、参加者及び入札執行事務に関係ある職員以外の者は入場することができない。

(4) 参加者は、開札時刻後においては、入札会場へ入場することはできない。

(5) 参加者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、開札終了時まで入札会場を退場することはできない。

(6) 入札会場において、次のいずれかに該当する者は当該入札会場から退去させることがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者

9 開札に立会う者

大分県立図書館職員及び大分県立先哲史料館職員

10 入札書及び契約手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 使用通貨 日本国通貨

11 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号により免除

12 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号により免除

13 無効な入札

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載のないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき
- (5) 誤字又は脱字等により、必要事項が確認できないとき
- (6) 入札金額、住所、氏名及び押印その他入札要件を認定しがたい入札

なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。

14 最低制限価格に関する事項

設定しない。

15 入札参加時の注意点

- (1) 入札には、上記4の(2)、(4)、(5)に掲げる資格の審査申請及び登録事項の変更届の経路を経て、入札の参加、契約の締結及び業務の履行、代金の請求及び受領等並びにこれらに附帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者が参加することを原則とする。

- (2) 入札書に必要事項を記入し、押印すること。

- (3) 入札金額は、別添「令和7年度先哲史料デジタル化委託業務仕様書」に占める内容に対する一切の諸経費を含めた額を記載すること。

- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

なお、上記入札書に記載する金額（単価）は整数であること。

また、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え又は撤回することができない。

- (5) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。

16 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事項（昭和39年大分県規則第22号）第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、直ちにその場で行う。そのため、再度の入札に参加する意思のある者は、再度入札のための入札書を持参すること。
- (3) 再度の入札を行っても、落札者が決定しない場合は、随意契約に移行する場合がある。そのため、見積書を提出する意思のある者は、見積書を持参すること。
- (4) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。

17 契約書の作成

落札者決定通知の日から7日以内に、契約書に必要事項を記載し、記名押印のうえ提出すること。

18 契約条項及び支払条件

別紙「契約書（案）」のとおり

19 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

20 質問の受付及び回答

- (1) この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票（様式1）により提出すること。

ア 受付期間

令和7年8月28日（木）の13時00分から令和7年9月4日（木）の17時00分まで。

イ 提出場所

前記7と同じ場所に持参、郵送又はFAXにより提出すること。

なお、持参以外の場合は、必ず電話により着信を確認すること。

- (2) 質問票の提出があった場合は、回答を大分県ホームページ及び大分県教育委員会ホームページに掲載するものとする。

21 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期又は中止する場合がある。
- (2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期又は中止する場合がある。

22 その他

参加者が本件入札に関して要した費用については、すべて当該参加者が負担するものとする。

以 上